明治二十六年三月二日　（定價金二錢）
（本號）（廣告）（明治二十五年三月一日郵便報知新聞第二種郵便物認可）

時事新報

明事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千五百九十二號　木曜日
明治廿六年三月二日
舊暦癸巳正月十四日（戊戌）

日出入　午前六時十一分
日出入　午後五時三十六分
月出入　午前六時十分
月出入　午後五時十九分
朔望　午前六時十二分
朔望　午後五時四十三分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
○一部二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ要ス

時事新報廣告料（府貨）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
寄稿諸下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を送し各新聞社は之を受けて紙面を充実するより各社間一の記事を掲ぐるみと雖からず獨り時事新報社は社員並に寄信員の多きを以て斯類の社に通信をなし雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる者多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け送るべらんみとを願ふ

時事新報

政費節減

民黨諸員が政府を攻擊するに最も屈强なる口實は政費節減の一事にして毎期の議會に必ずその議論を喋々して當局者を苦しむるの常なるが今年も亦相變らず瑣事煩雜に渉る政府議會の大衝突を惹起し紛々擾々の極遂に長くも閉會を煩はすまでに立至りしは如何にも遺憾多きことなから大部の煩雲と共に政界の狀勢は頓に一新し政府も議會も所謂ながら調子を改めて温和退讓の色を現はし殊に政府は數日前に最早みの上、厘毫も減ずること得ざるまで斷言せし既定の歳出に自から多分の削減を加へ且また次期の議會までには部内の改革にも着手して勉めて政費を減ずるの工風を爲す可き旨を約束し以て民黨の滿足を買ひたれば節減論者も復た强て之を爭はず幸にして今年の豫算は首尾よく成立するみとしなれり即ち當局者は明に民黨の節減論に同意を表して其力の及ぶ限りをれを實行せんみとを約したるものにして今後政府の方針は專ら政費節約の一點に向ひ百般の經費に大節減を見るみとし豫想して間違なかる可し人間高等食約とは老人の誓にして今更ら喋々するにも及ばず素に政府の如き大組織の機關に在ては聊かの不注意にて忽ち莫大の冗費を生ず可し現に今の政府もみの事に言しみつゝあるは事實に明白なれば今後百事の節制は甚だ妙なれども之を節し得たる處にて其全の處分に就ては會から一考なさを得ず凡そ人間社會の一事一物なれと其はんとして餘を要せざるはなし殊に文明の世界に國して國權を張り民利を衛らんとするには其權勢國より大にして費用も亦輕からず內に在ては經濟改革の新設改良、外に向ては海外貿易の奬勵保護等なれを枚擧して限なる可らず何れも皆國家事業にして共費用の多部分は直に國庫の支拂たる可きものなれば恰も好し今度官邊の冗費を省て臨時に得たる其餘剩金は國家の新事業に使用して至當なれども爰に不幸なるは政府年來の不人望にして民黨の政客は現政府をして新事業に着手せしむるを悦ばず苟も國庫に餘りあれば擧て之を民力休養の一方に奉げんとして例の地價修正地租輕減の說を主張するのみならず政府も遂に其說に服して修正案を呈出したる程なれば第五期の議會に果して政費節減の實を見たらんには議會に於ては一も二もなく之を農家の利に歸せんとして政府も亦みれを拒むの體柄なく千辛萬苦內部を整理したる其成跡は國家の急要に益する所なきのみならず近年稀位下落物價騰貴の折柄、政府の費用は次第に不足を告げて等常一樣の政務にさへ差支を生ずるは必然の數なり況して新事業の如きは思ひも寄らざる所にして唯日に萎縮するの一方ある可きのみ左れば今回政府が政費節減の約束は其だ良しと雖も其不人望なるが爲め常に民黨に窘められて萬機の運動自由ならず窮して他の說を容れんとすれば益々其乘ずる所と爲り益々益々窘くするの有樣にては部內の整理質素倹約も畢竟無益の勞たるに過ぎず當局者は此切迫の場合に至りても尙は其不人望の原因に心付かざるか臓に氣の毒なる次第なり之を譬へば酒毒に衰弱したる病人が食養生と稱して頻りに食量を減じながら相替らず酒を飲むが如し衰弱の原因は酒にみそ在れ之に心付かずして食量を減ずるは病に益なきのみか却てますゝ生力を損するに足る可きのみ蓋し局に當る者は瑣ふと云ふ今の政府が自から其不人望の原因を知らざるは酒客が酒毒の働を知らずして飲むに等しきもの乎

官報

○大藏省令第三號
本年勅令第五號ニ據リ文武官及雇員ヨリ納ムヘキ製艦費納金收入規程左ノ通相定ム
明治二十六年三月一日　大藏大臣渡邊國武

第一條　製艦費納金ハ俸給仕拂ノトキ金庫ニ於テ之ヲ領收スヘシ但現金請渡ヲ受ケタル官吏ニ於テ俸給ノ仕拂ヲナストキハ領收官吏ニ於テ之ヲ領收スヘシ
第二條　前條ニ依リ金庫ニ於テ領收シタル金員ハ收入官吏ノ計算ニ移シ直ニ報告書ヲ作リ之ヲ收入官吏ニ送付スヘシ
現金請渡ヲ受ケタル官吏ニ於テ納金ヲ領收シタル收入官吏トシテ其收入ヲ取扱フヘシ
前項ノ場合ニ於テ他ニ皆通ノ領收入ヲ收入スル收入官吏アルトキハ納金額表ヲ添ヘテ納金ヲ該收入官吏ニ送付スヘシ
第三條　製艦費納金ニ係ル俸給支給ノ仕拂命令仕拂請求書及金額氏名表ハ明治二十三年當省令第十七號樣式ニ準據シ製艦費納金引去高トシテ整理スヘシ但官吏遺族扶助法納金アルモノハ其遺族扶助法納金引去高ノ次位ニ製艦費納金引去高ノ項ヲ設ケテ整理スルモノトス
明治二十三年七月十七日大藏省令第十七號ハ官吏遺族扶助法納金ニ係ル文官判任以上ノ俸給支給ノ仕拂命令仕拂請求書及金額氏名表樣式ハ之ヲ廢止ス

○大藏省訓令第五號
本年當省令第三號ヲ以テ製艦費納金收入規程相定候ニ付右取扱順序ハ總テ明治二十三年當省訓令第十三號ニ準據シ製艦費納金引去高トシテ整理スヘキ儀ト心得ヘシ
北海道廳庶務課出納官吏
金庫出納役

○大藏大臣渡邊國武
明治二十三年七月十七日大藏省令第十七號ハ官吏遺族扶助法納金ニ係ル文官判任以上ノ俸給支給ノ仕拂命令仕拂請求書及金額氏名表樣式ハ之ヲ廢止ス
明治二十三年七月十七日大藏省訓令第五號參照

○大藏省訓令第五號
明治二十三年（七月十八日）大藏省訓令第十三號ハ官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序ナリ
大藏省訓令第五號參照
○大藏省告示第四號
明治二十六年四月一日ヨリ六月三十日マテ輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム
但外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通
明治二十六年三月一日　大藏大臣渡邊國武

外國貨幣日本銀貨比較表

金貨	日本銀貨
英國 ポンド	七、三三四
北米合衆國 ドルマーク	一、三五九
佛蘭西 フランク	一、二〇九
白耳義 フランク	一、二〇九
伊太利 リラ	一、二〇九
瑞西 フランク	一、二〇九
和蘭 ローン	二、九九九
瑞典 クローン	二、〇〇〇
諾威 クローン	二、〇〇〇
墨西哥 ドル	一、〇〇〇
墨西哥 リール	〇、七四四
墨西哥 ミルリー	〇、六六四
墨西哥 ピアストル	〇、六二四
土耳古 ピアストル	〇、六〇四
埃及 ピアストル	〇、六〇四

○警察令第三號
明治二十四年（四月）警察令第七號石油精製場貯藏場及運搬取締規則第七條左ノ通改正ス
明治二十六年三月一日　警視總監園田安賢

第七條　精製場貯藏場及運搬場ヲ檢査開業シタルトキハ三日以內開業人ノ連署ヲ以テ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ屆出檢査證ノ書換ヲ請フヘシ但檢査證ナキ貯藏場及運搬場主ノ住居氏名ニ異動ヲ生シタルトキ又ハ之ヲ廢業シタルトキハ本文ノ手續ニ依リ屆出ヘシ
檢査證面ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ遺失毀損シタルトキハ前項ノ手續ニ依リ屆出檢査證ノ書換又ハ再被ヲ請フヘシ其屬場ニ際ルモノハ之ヲ返納スヘシ
警察令第三號
參照警察令第七號石油精製場貯藏場及運搬取締規則（明治二十四年四月二十日）抄錄
第七條　檢査證面ニ異動ヲ生シ又ハ之ヲ遺失毀損シタルトキハ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ屆出其書換又ハ再被ヲ請フヘシ但屬場シタル時ハ本文ノ手續ニ依リ檢査證ヲ返納スヘシ

雜報

○帝國議會議案の結果　第四期帝國議會は開期中行政部との衝突甚しく或は自ら進んで休會をなし或は最長期の停會を命ぜらるゝ新憲に驟々しく一時は餘所の見る目も氣遣はしき程なりしが左したる不祥の事もなくして昨一日目出度閉會式を告げたりみの開期中議場に提出したる議案は非常に多く從つて通過若くは廢棄せられたるものも前三期の議會に比すれば中々較べものには成らぬ程なるが兩院併せて八十八回の開會日中議算に關するものを除き兩院通過若くは兩院協議會の結果によりて成立したる法律案を擧ぐれば左の如し

（一）地租改正法案
（二）營業及收益稅法案
（三）出版法案
（四）新聞紙法案
（五）砂糖消費稅法案
（六）郵便法案
（七）度量衡法案
（八）取引所法案
（九）取引所營業稅法案
（十）取引所營業稅加徵法案
（十一）海軍省官制改正法案
（十二）陸軍省官制改正法案
（十三）商法及商法施行條例中改正並施行法案
（十四）東京府及神奈川縣境域變更ニ關スル法律案
（十五）陸軍省所管ニ關スル法律案
（十六）郵便法中改正法案
（十七）郵便電信法中改正法案
（十八）宮內省ニ關スル法律案
（十九）銀行條例及貯蓄銀行條例施行法案
（二十）鐵道公債會計法案
（二十一）鐵道會計法案
（二十二）鐵道會計ニ關スル法律案
（二十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（二十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（二十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（二十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（二十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（二十八）鐵道營業ニ關スル法律案
（二十九）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十一）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十二）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十八）鐵道營業ニ關スル法律案
（三十九）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十一）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十二）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十八）鐵道營業ニ關スル法律案
（四十九）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十一）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十二）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十八）鐵道營業ニ關スル法律案
（五十九）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十一）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十二）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十八）鐵道營業ニ關スル法律案
（六十九）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十一）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十二）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十八）鐵道營業ニ關スル法律案
（七十九）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十一）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十二）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十三）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十四）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十五）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十六）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十七）鐵道營業ニ關スル法律案
（八十八）鐵道營業ニ關スル法律案

又貴衆兩院に於て可決したる上奏、建議及び決議案等は左の如し

（一）地租改正法案上奏案
（二）營業及收益稅法案上奏案
（三）出版法案上奏案
（四）新聞紙法案上奏案
（五）砂糖消費稅法案上奏案
（六）郵便法案上奏案
（七）度量衡法案上奏案
（八）取引所法案上奏案
（九）取引所營業稅法案上奏案
（十）取引所營業稅加徵法案上奏案
（十一）海軍省官制改正法案上奏案
（十二）陸軍省官制改正法案上奏案
（十三）商法及商法施行條例中改正並施行法案上奏案
（十四）東京府及神奈川縣境域變更ニ關スル法律案上奏案
（十五）陸軍省所管ニ關スル法律案上奏案
（十六）郵便法中改正法案上奏案
（十七）郵便電信法中改正法案上奏案
（十八）宮內省ニ關スル法律案上奏案
（十九）銀行條例及貯蓄銀行條例施行法案上奏案
（二十）鐵道公債會計法案上奏案
（二十一）鐵道會計法案上奏案
（二十二）鐵道會計ニ關スル法律案上奏案
（二十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（二十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（二十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（二十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（二十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（二十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（二十九）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十一）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十二）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（三十九）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十一）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十二）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（四十九）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十一）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十二）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（五十九）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十一）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十二）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（六十九）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十一）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十二）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（七十九）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十一）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十二）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十三）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十四）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十五）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十六）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十七）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案
（八十八）鐵道營業ニ關スル法律案上奏案

但官吏遺族扶助法納金アルモノハ明治二十三年當省訓令第百十三號第一號書式中國庫納金引去高ノ次位ニ製艦費納金引去高ノ項ヲ設ケ整理スルモノトス
明治二十六年三月一日　大藏大臣渡邊國武

○射利の親玉（一昨日）が斯くまで魂膽を碎きめざらんとするは必意報知にても忽ち株式市場の一年前には斯る著事とは思はざりしが近をして秘密たらしめんとグールドが堅忍不拔の心を知らざるなり最早やグールドの朝早く家を最も甚だしくして他人なり左れば日の漸く上ぬ間に直に馬車を命じて惡ぬ體にて仕事に當り形けば愛に止まるを以て の後に家に歸りて一寸知らし難き四苦八苦の則ち勇を鼓して人とのるが爲めに再び出行くグールドの病は步を早グールドなれば始めてアーヴィングなる後なり其後は流石、首さるを覺りて醫者も已グールドが公衆の前にウィンとシュレーヂーりとかや己れの病狀の冷淡なるは忍る可するに餘りありと云ふ

善惡將面「不」

ロエー　グールドは兩めメキシコ國に旅行せ八年の秋の頃グールド病此鐵道を賣らんとし私は忙しくて〳〵此次ば成らないんですが大るにゝ別仕立ての汽車に始めて汽車を走らせウァーが命ぜられたりしても此鐵道の狀態は時間二十哩の速力もては如何にせんと躊躇たる者なれば隨分、貧せられたる人は即ちグひて終には私意を交

議案の內にて貴衆兩院決したるを一方に於て兩院協議會の結果を は左の如くなるがみれ殘念千萬に思ふ餘なき

（一）新聞紙法改正案
（二）地租改正法案
（三）營業及收益稅法改正案
（四）明治二十三年度法律第八號改正案
（五）田畑地價特別修成法律案

貴衆兩院に於て否決したる左の如し

（一）貴族院議員選挙法中小選挙區ニ關する上奏案
（二）北海道廳ニ關する上奏案
（三）外國工藝教師派遣の建議案